



令和6年度日本建築行政会議全国会議 ICT活用部会活動報告(抜粋)

国のオンライン申請システムの 円滑導入に向けた留意事項

円滑導入に向けた留意事項

①番号体系二重化に伴う措置

要旨：新システムで振られる番号が電子申請物件のみのため、書面申請と電子申請で番号体系が二重化する。これに伴う業務見直し有無を点検。

○番号が関与する業務の例

- ・ 申請者からの問合せ対応
- ・ 正本保存場所（番号順のファイルボックス）
- ・ 「確認を電子、検査を書面」の場合のファイルボックスの表記ルール
- ・ 受付順に担当者を割り当てている場合の輪番表
（受付順が「番号の若い順」とは限らなくなる）
- ・ 決裁手順における番号記載、決裁システムにおける番号検索への対応
- ・ 受付件数集計を書面申請と電子申請各々で行う必要
- ・ 誤発番時のリカバリー

○先進事例

- ・ ヒアリングの結果、番号を二重化している事例は殆どなし

円滑導入に向けた留意事項

②特定行政庁における手数料納付

要旨：手数料納付機能が新システムに装備されないため、決済システムと納付手順を決定しておく必要がある

○準備事例

- ①原課で利用できる銀行口座又は全庁的な電子納付システムの確保
- ②決済代行（クレジット・電子マネー）の利用可否及び代行手数料確認
- ③領収書発行の可否確認
- ④新システムにおける利用規約に上記結果を反映

○収納手順

- ①電子申請受付時、手数料金額及び納付方法を新システムにより伝達
- ②申請者は、電子申請システムによる番号＋代理者名により銀行振込
- ③目視により納付確認、申請書を正式受付

円滑導入に向けた留意事項

②特定行政庁における手数料納付

○現場の意見

- ・全庁的な決済システムには、申請案件数又は手数料総額の最低基準があり、建築確認での利用ができなかった。
- ・収納代行業者を入れると3%程度の代行手数料を原課で負担する必要。
- ・申請者個人のクレジットカードで立替払いした場合などで、領収書がないと問題になり得るが、領収書を発行しない収納代行業者もある。この場合、受領したことを表示した画面のスクリーンショットで対応してもらった。
- ・領収書確保のため、証紙の郵送により手数料を納付するケースがある（証紙は受け渡し所で領収書を発行するため）。
- ・全庁的な決済システムの場合も、自治体の会計規則で現金以外の支払いに対する領収書を発行できない場合あり。
- ・証紙郵送の場合は、申請書の情報が記載された貼付用紙とともに送られるため、システムで振り出された番号がわからなくても申請物件と突合可能。
- ・原課で現金収納している場合、現金書留による納付もあり得る。

円滑導入に向けた留意事項

③-1 大型液晶モニターの配備検討

要旨：申請図書を印刷せずに審査する際に必要

○ポイント

- ・ 24インチ以上推奨
- ・ アスペクト比16:9、ノングレア（非光沢）が一般的
- ・ 解像度は1920 x 1080で十分
- ・ パソコン側の映像出力端子と附属ケーブルが合うか要確認
- ・ 審査者によるメモの入力には、別途PDF書き込みソフトも必要



○価格帯

24インチ：税抜13,000円前後／タッチパネルモニターの場合税抜 60,000円前後

27インチ：税抜15,000円前後／タッチパネルモニターの場合税抜200,000円前後

円滑導入に向けた留意事項

③-1 大型液晶モニターの配備検討

○現場の意見

- ・画面とマウスによる審査業務には、一定の操作習熟が必要。
- ・若手職員は画面サイズよりも高精度で小型のタブレットを好む傾向あり。
- ・申請様式は縦置のほうが視認性が良い。
- ・1台のモニターで図面と申請様式の両方を表示する場合はピボット（画面回転）機能があると便利。
- ・メモのマウス操作が苦手な場合はタッチパネルモニターが候補となるが、高価であること、垂直設置の場合は手指の疲労が大きいことに留意する必要がある。
- ・手指の疲労を緩和するために平置きとした場合、照明の映り込みを防ぐため傾斜付きのスタンドが望ましい。この場合、作業機のサイズも要チェック。
- ・3台のモニターによる審査を実施すると、パソコンの動きが徐々に悪くなるため、VRAM 4GB程度の装備が必要。

円滑導入に向けた留意事項

③-2 大型液晶ペンタブレットの配備検討

要旨：申請図書を印刷せず手書き感覚でメモを入れながら審査する際に必要

○ポイント

- ・画面表示部分の仕様は大型液晶モニターと共通。
- ・専用のペンで手書き文字を含む書き込みができる点が特長。



○現場の意見

- ・マウス＋キーボードで書き込む場合と比べ、手書き感覚に近い。
- ・液晶ペンタブレットと一般モニターを併用すると画面操作が混乱するため、32インチ(構造計算書審査用)と27インチ(図面審査用)の2台を利用。ルート2物件の審査には不可欠。

- ### ○価格帯
- | | |
|-------|---------------|
| 24インチ | ：税抜250,000円前後 |
| 27インチ | ：税抜500,000円前後 |

円滑導入に向けた留意事項

③-3 現場検査用タブレットの配備検討

要旨：申請図書を印刷せずに現場検査する際に必要

○ポイント

- ・Wifiモデル（別途有償）なら、電子申請受付システムに保存された図面を随時呼び出すことが可能となるが、検査対象地の通信状態が良好であることが条件。



○現場の意見

- ・サイズよりも持ち運びの良さが重要。
- ・防水ケース、保護フィルム、ネックストラップも必需。
- ・同時刻に複数現場を検査するケースはほぼないため、1拠点に1台配備で足りる。



写真提供：一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター（2014年）

○**価格帯** 8インチ：税抜20,000円前後 ／ 9インチ：税抜30,000円前後

円滑導入に向けた留意事項

④PDF書込ソフトの選定

要旨：チェック済み箇所へのマークや図面へのメモ追記に必要

○ポイント

- ・加筆データを担当ごとに分ける場合はレイヤー機能が必要。
- ・PDFファイルの差分チェック機能は新システムに装備予定。
検出感度の調整も可能。
詳細：<https://vslavik.github.io/diff-pdf/>

○現場の意見

- ・審査メモを単純に加筆するだけならAdobe Readerで対応可能。審査担当別に記載したメモの表示非表示を切り替えるには、レイヤー機能付きのPDF-XChange EditorかBluebeam Revu。
- ・各部門各担当にで従前のスタンプと同じ印影を付加する場合は図形挿入の簡単なAxelaNote。
- ・差分チェック機能は新システムに実装するものより優れた商品も多いが補正以外の箇所を検出するケースも多く、結局目視チェックが基本。信頼できない設計者に限り補助的に差分チェック機能を利用。

円滑導入に向けた留意事項

④PDF書込ソフトの選定

建築確認のモニター審査において導入実績のあるソフト一覧

名称	特長	PDF編集	レイヤー機能	差分チェック	概算価格
Adobe Reader	無料でPDF閲覧、基本的な注釈機能が搭載	基本的な注釈機能のみ	×	×	無料
AxelaNote	日本語対応、PDF注釈の作成、編集が可能	簡単な注釈、手書きメモ	×	×	無料版あり、有料版は年約3,600円～
Miidel	特に日本語対応のPDF編集に強み、クラウドとの連携が可能	簡単なPDF編集、テキスト・画像の編集	○ 簡素な機能	○	年約3,000～5,000円
PDF-XChange Editor	高度な編集機能、OCR、注釈、コメントが可能	フル機能のPDF編集、テキスト・画像の編集	×	○	無料版あり、有料版は機能により買い切り約4,000円～
PenPlus for Business	ビジネス向けPDF編集とレビュー	フル機能のPDF編集、マーキング処理	×	○	買い切り39,000円
Acrobat Pro	豊富な機能、フォーム作成、セキュリティ機能、OCR	フル機能のPDF編集、テキスト・画像の編集	○	○	年約22,000円（Adobe Creative Cloudの一部として）
Bluebeam Revu	建築・工事向けに特化、強力な注釈、マークアップ機能	フル機能のPDF編集、マーキング処理	○	○	永続ライセンス約60,000円～ サブスクリプションモデルあり

※上記ソフトに限定したり、推奨したりするものではありません

円滑導入に向けた留意事項

⑤ファイル命名規則の策定

要旨：提出図書のチェックをファイル名のみで行うための措置

○現場の意見

- ・ファイル名は「わかりやすいもの」程度をお願いし、申請者に一任している。細かくルールを作っても実効性が希薄。
- ・構造計算書はPDF 1 ファイルに1000ページが格納されることがある。補正でこれを丸ごと再提出されるとチェックに困るため、変更したページのみ再提出を求め、ファイル命名規則も指定している。

⑥供覧決裁手順の見直し

要旨：図面一式が書面で存在しない中での供覧決裁手順をどう見直すか

○現場の意見

- ・供覧決裁の方法は書面申請と電子申請で統一しないと業務が混乱する。
- ・従前と同様、押印用力ガミを使う場合、電子申請物件の提出図書すべてを印刷するのは非現実的なので、概要書程度を印刷して添付。

円滑導入に向けた留意事項

⑦法的な審査開始日の取扱

要旨：どの時点を「受理」とみなすかを決め、利用規約に記載

○ポイント

- ・ 申請書を提出後、手数料が納付されない限り審査を開始しない
- ・ 閉庁日に手数料を納付した場合の審査開始は、翌開庁日以降
- ・ 事前審査（仮受付）を実施している場合、申請書を提出後、「審査担当者による事前チェックを経て」などの文言を利用規約に含める必要
- ・ 市町村や消防との事前協議を義務付けている場合、その旨も利用規約に含める必要

円滑導入に向けた留意事項

⑧ 交付日の取扱

要旨：相手に渡ったかが不明な状況での交付日をどのように扱うべきか

○ポイント

- ・ 申請者の端末で済証等が表示可能となった日を「交付日」とみなせる。
参考：電子交付においては、申請者の使用する電子計算機に備えられたファイルに記録された時に申請者に到達したものとみなす（デジタル手続法第7条第3項）とされる。この場合の「電子計算機に備えられたファイル」とは、どの時点で申請者が済証等を知り得る状態におかれた（必ずしも相手方が現実的に了知することまでも必要とするものではない）とみなせるかにより個別に特定することとなる。（「処分通知等のデジタル化に係る基本的な考え方」2023.3.31デジタル庁 p11）
- ・ 決裁日、作成日、審査機関によるアップロード日、申請者によるダウンロード日がその候補であるが、一般的には決裁日を交付日として扱い、済証の右上にも決裁日を記載。
- ・ 指定確認検査機関による行政報告において、「交付後7日以内」の起算日となるため、大規模の機関などで決裁から作成までタイムラグを生ずる場合は、決裁日でなく作成日を記載することも検討すべき。

円滑導入に向けた留意事項

ヒアリングにご協力いただいた審査機関とその現況

	団体名	ヒアリング事項									
		電子申請率 (建築確認)	①番号体系 (電子と書面)	②手数料決済	③1・2 大型モニタ	③3 タブレット 検査用	④PDF書込ソフト	⑤ファイル 命名規則	⑥供覧決裁手順	⑦審査開始日の 取扱	⑧交付日の取扱
1	北海道	約1割	統一	全庁システム	あり	あり	市販	なし	電子	手数料納付後	決裁日
2	東京都	1%	統一	独自開発	あり	あり	市販	なし	電子	手数料納付後	決裁日
3	旭川市	約3割	統一	全庁システム	あり	あり	市販	なし	紙	手数料納付後	決裁日
4	(一財)日本建築センター	約3割	統一		あり	なし	市販	あり 構造図の補正のみ	紙		決裁日
5	日本ERI(株)	約7割	統一		あり	あり	独自開発 フリーウェア	なし	電子		決裁日
6	ハウスプラス確認検査(株)	100%弱	統一		あり	あり		なし	電子		決裁日
7	ビューロー・バリタスジャパン(株)	約5割	統一		あり	なし	市販	なし	紙		作成日
8	(株)住宅性能評価センター	100%弱	統一		あり	あり	市販	なし	紙		決裁日
9	(株)確認サービス	100%弱	分別		あり	あり	市販	なし	電子		決裁日